

公共工事入札における工事費内訳書の提出について及び入札無効（失格）の例示

門川町発注の全ての公共工事の入札において、入札に参加される皆様には、入札書とともに入札金額の内訳を記載した「工事費内訳書」（以下、「内訳書」という。）を提出していただきます。

入札参加者の適正な見積りの促進、談合等の不正行為の排除、及びダンピング防止を図る目的で、国が公共工事の入札参加者に提出を義務付けています。

内訳書は入札書と共に入札書封筒に同封するものとし、内訳書の提出がない場合、また下記の事例に該当する場合には**入札自体を無効**とし、失格とします。

【内訳書に関する**入札無効**の例】

- ①内訳書が入札書と同封されていない場合
- ②内訳書の一部が未提出の場合
※内訳書が複数ページ必要な場合に全てのページが提出されていない
- ③内訳書に誤字、脱字があり判別が不能な場合（軽微な誤字、脱字の場合は除く）
- ④内訳書に記載すべき内容に漏れがある場合
※商号又は名称、工事名、指定した積算項目等が記載されていない
- ⑤他の工事の内訳書を提出した場合
- ⑥内訳書の金額に欠落または誤りがある場合
- ⑦内訳書の合計金額が入札書に記載の金額と異なる場合
- ⑧内訳書に「一括値引き」が計上されている場合

なお、内訳書の提出対象は一般競争入札又は指名競争入札に付するものです。入札公告又は入札通知書において内訳書の提出を要する旨を明記します。

また、入札会場で再度入札（同一入札案件で2回目、3回目入札）となった場合は、2回目以降の内訳書提出の必要はありません。

内訳書には押印の必要はありません。